

令和8年4月1日

令和7年度 北谷町立幼稚園 施設等利用給付認定保護者 様

北谷町教育委員会
学校教育課 指導係

北谷町立幼稚園 令和7年度 幼稚園型一時預かり事業 法定代理受領額について

令和7年度の法定代理受領額は、以下の算出方法に則り算出した額となります。

なお、一人当たりの算出方法については、【算出方法】をご確認ください。

また、本通知は昨年度（令和7年度）の実績を報告するものであり、この通知によって追加の給付や利用者負担額の支払い等が発生するものではありません。

【算出方法】

(1) 預かり保育料：月額5,500円/日額350円（1人当たり） ※預かり保育利用日数が15日を超えない月は、その日数×350円で得た額を月額とします。

例) ひと月の利用日数が10日の場合、350円×10日＝3,500円が当該月の預かり保育料となります。

(2) 受領額：(1)と450円とその月の預かり保育日数を乗じて得た額と比較して、小さい方の額となります。

令和7年度 幼稚園型一時預かり事業 施設等利用給付費一覧

施設名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
北谷幼稚園	受領額(円)	93,700	109,900	111,050	116,100	105,200	108,750	114,600	110,750	108,002	113,750	110,700	108,800	1,311,302
	対象人数(人)	21	23	23	23	23	23	23	23	24	24	24	24	
北玉幼稚園	受領額(円)	141,650	172,600	174,950	170,450	161,550	173,450	180,300	182,950	181,250	176,900	157,650	162,600	2,036,300
	対象人数(人)	37	37	37	37	38	37	38	38	38	38	37	37	
浜川幼稚園	受領額(円)	149,900	185,950	194,950	199,600	172,800	199,000	217,300	194,800	215,950	216,800	210,750	208,350	2,366,150
	対象人数(人)	36	37	38	38	41	43	45	45	45	45	45	46	
北谷第二幼稚園	受領額(円)	194,650	255,050	246,850	250,450	227,700	249,050	250,500	241,500	255,250	248,000	245,250	232,950	2,897,200
	対象人数(人)	49	49	50	51	51	51	51	51	52	52	52	52	

〈問い合わせ先〉

北谷町教育委員会 学校教育課 指導係 ☎098-982-7705（直通）

【参考】「法定代理受領」の通知の法的位置づけ

・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく施設型利用給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に保育に要する費用に充てるため、北谷町から幼稚園に対して直接支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます。）

・「特定教育・保育施設及び特定地域保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）第57条に準じて読み替えられた、第56条第2項により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないことになっています。